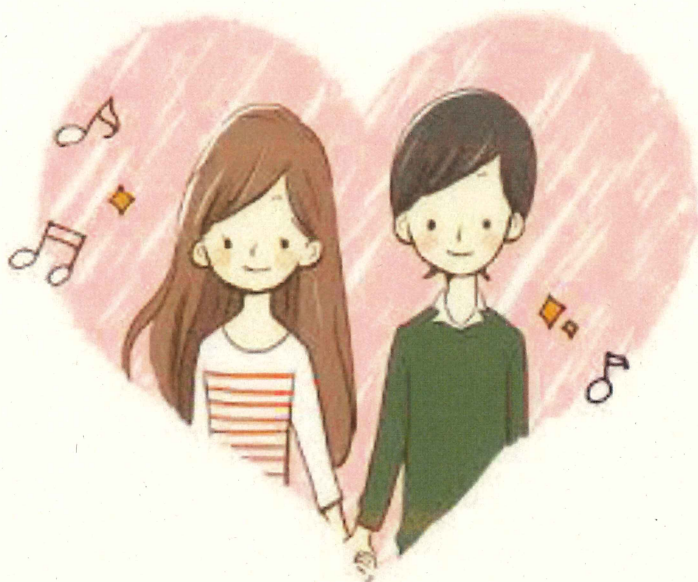


婚活マッチングシステム

「“ハートマッチ”にいがた」の 登録料を補助します



市では、出会いのきっかけを応援するため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の会員登録料を補助します。

●補助対象者

佐渡市に住所を有していること
※詳しくは要綱、募集要項をご確認ください。

●補助金額

- ・29歳以下 9,000円
- ・30歳以上 11,000円

●申請方法

婚活マッチングシステム登録料補助金
交付申請書兼請求書（様式第1号）を
下記まで提出してください。
メールでの提出も可能です。

●詳しい情報

佐渡市 HP



ハートマッチにいがた



お問い合わせ：〒952-1292 佐渡市千種 232 番地
佐渡市地域産業振興課 地域支援係
TEL:67-7863 Mail:chiiki@city.sado.niigata.jp

ハートマッチにいがたの紹介

1 「ハートマッチ」にいがたとは

会員登録を行う独身男女がプロフィールや写真を登録した上で、お会いしたい相手を検索（会員のプロフィール閲覧）し、会員の自宅（同意した場合のみ）または「にいがた出会いサポートセンター（以下「センター」といいます。）」においてお引合せを申込むなどの活動を通し、結婚相手を自ら探していくシステムです。

2 会員登録ができる方

会員登録ができる方は、結婚を希望し自ら努力する 20 歳以上の独身で、インターネットへの接続やメールの使用など、センターのシステムの利用環境を有し、かつセンターからの身元の確認や連絡に対応できる方で、下記「11 禁止事項」の（1）各号に該当しない方及び過去に同号に該当し会員の登録を抹消されたことのない方です。

新潟県内にお住まいの方、県内にお勤めの方や県内企業などから転勤で一時的に県外にお勤めの方、または新潟県へ移住等をご希望される方であればご登録できます。

3 会員登録の方法

まず、「ハートマッチ」にいがた」のホームページから、本会員規約および誓約書に同意の上、入会申込（仮登録）をしてください。

以下項目省略

4 会員登録

（1）必要書類等

① 本籍地の市町村長が発行する「独身証明書」（戸籍抄本での代用も可能。ただし、いずれの場合も、3 か月以内に取得した原本に限ります。）

② 写真付きの身分証運転免許証、マイナンバーカード、または写真入り住民基本台帳カード

③ プロフィール写真1～2枚

（本人のみが写り、3 か月以内に撮影されたものをデータまたはプリント写真L版＜ヨ 90 mm・タ 130 mm＞程度の大きさで提出。）

④ 入会登録料

29 歳以下の方 9,000 円（本登録時において満 30 歳の誕生日を迎えていない方）

30 歳以上の方 11,000 円（本登録時において満 30 歳の誕生日を迎えている方）

※上記はハートマッチにいがたの規約から抜粋したものです。

詳細はハートマッチにいがたのホームページをご確認ください。